

令和５年度 第２回北名古屋市男女共同参画審議会 結果概要

- 1 日時 令和６年３月２２日（金）午後３時～午後３時４５分
- 2 会場 北名古屋市役所西庁舎３階 ３０２会議室
- 3 出席者 １７人
委員１０人（２人欠席）、
市長、総務部長、事務局（総務課長以下５人）
- 4 傍聴人 なし
- 5 会長及び副会長の選任について
＜大口委員＞を推薦する発言あり。その他意見もないため、賛同する委員に拍手を求めたところ拍手多数で会長に就任。
＜横井委員＞を推薦する発言あり。その他意見もないため、賛同する委員に拍手を求めたところ拍手多数で副会長に就任。
- 6 議題
 - (1) 令和５年度北名古屋市男女共同参画推進事業報告について
 - (2) 令和６年度北名古屋市男女共同参画推進事業計画について
 - (3) その他
- 7 会議概要
議題(1) 令和５年度北名古屋市男女共同参画推進事業報告について
○事務局から資料２に基づき説明
○委員から特に意見等なし

議題(2) 令和６年度北名古屋市男女共同参画推進事業計画について
○事務局から資料３に基づき説明
○委員から特に意見等なし

議題(3) その他
＜委員＞
「男女共同参画推進本部会議」はどのような会議か。
＜事務局＞
この会議は、庁内の内部会議である。市長はじめ、副市長、教育長、各課部長で構成され、男女共同参画審議会の前に庁内で議題を諮る会議である。
＜委員＞
11月の女性に対する暴力をなくす運動期間では展示を開催しているが、6月の男女共同参画週間では啓発等しないのか。毎年、内閣府よりキャッチフレーズの募集を実施しているので、せめてその取り組みだけでも実施してほしいと思う。
＜事務局＞

来年度は男女共同参画週間に向け啓発等の実施を考えていく。

<委員>

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（以下、制度）について、導入するとなった場合、市にどれだけ影響があるのか。

<事務局>

愛知県が令和6年4月から制度を導入する。北名古屋市でも男女共同参画プラン中間見直しの際に導入を検討すると示した。先日、愛知県より県の証明書を北名古屋市へ提示した場合、どのような制度を許可するかといった調査があった。県が制度を導入することを受け、北名古屋市でも令和6年度に導入する方向で進めていきたいと考えている。

次の審議会では県の制度をベースに内部で検討し、制度（案）を示したい。

<委員>

北名古屋市で導入するとなった場合、県の制度を引用するのか。

<事務局>

具体的なことは来年度、委員のみなさまと一緒に進めながら決めていきたい。

<委員>

県が4月から導入を開始するため、スピード感をもって導入を検討するのなら、県の制度を引用することも手段のひとつである。県の制度を受ける場合、宣誓式や証明書の発行などの手続きは県庁まで行かなければならない。北名古屋市在住であれば県庁まで遠くないが、三河などは県庁まで行くことが困難である。そういった手続きが地方自治体でできれば便利になる。一刻でも早く導入するのなら県の制度を引用し、そうでなければ議論を重ね、市独自の制度を考える必要があると感じる。

<事務局>

市としても「多様な性の理解」を示す必要がある。県の制度を引用する方法もあるが、市で受けられない制度もあるため市独自の制度で宣誓できる形を目指したい。

<委員>

先日、札幌の高等裁判所で「同性婚を認めないことは違憲」という判決があった。高等裁判所の判決では初のことである。現在、地方裁判所でも「違憲」という判決が出ている。司法の場で同性婚を認めないことは違法だという流れになっているため、地方行政でも同性婚を認めるような制度を整える準備は必要だと思う。

<委員>

愛知県内で制度を導入した自治体が6～7割あるため、北名古屋市も頑張してほしい。

<委員>

愛知県では初めて西尾市が導入してから三河地方に広がり、尾張地方にも導入が進んできたと感じる。また、県は「ファミリーシップ宣誓制度」という名称であるが、「パートナーシップ」の名称が入ってる地方自治体があるため制度の名前が分かりづらいと感じる。今後名称等も県と地方自治体で連携していくことを願う。

話が変わるが、令和5年度北名古屋市男女共同参画推進事業報告の「(5)男女共同参画相談委員の設置」とあるが、例年、相談実績なしとなってい

る。なしである理由について、相談案内の周知がされてないのか。実績なしであれば相談料の支払いも勿体ない。相談委員の設置の意味がないように感じる。

<事務局>

相談委員の設置については、毎月広報で掲載している。DV等の相談であれば実績はあるが、男女共同参画の相談は相談件数はなしに等しい。

相談委員には相談がほとんどないことを伝えた上で委任をお願いしている。相談料については相談実績がなければ支払うことはない。実績がないため設置をなくしても良いかもしれないが、市として窓口設置の体制は整えておくべきだと考える。

○事務局からその他連絡事項に基づき説明

<閉会 午後3時45分>